

島労発基 0105 第1号
令和8年1月5日

各関係団体代表者 殿

島根労働局長



最低賃金の周知広報依頼について

平素より、労働行政の推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

島根県最低賃金については、既に改定を行っておりますが、今般、特定最低賃金（産業別）について、別紙のとおり改正決定の手続が完了し、効力発生日から各最低賃金が改定されています。

島根労働局では、これら改定された最低賃金について、広く県民の皆様にご周知いただくため、各種の周知広報を行っているところです。

つきましては、貴職におかれましても、同封したポスターの掲示、貴職発行の広報誌（紙）やホームページへの掲載等、改定された最低賃金の周知広報について、特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願いいたします。（記事を掲載いただく場合には、別紙、又は島根労働局ホームページの広報記載例をご活用ください。）

また、最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援事業として、厚生労働省が所管するキャリアアップ助成金のほか、経済産業省や中小企業庁が所管する各種支援施策や、働き方改革推進支援センターが実施している専門家による無料相談などの活用についても周知広報を行っております。これら支援事業につきましても、同封しました「最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています」（リーフレット）にてご案内しておりますので、最低賃金と併せての周知広報について特段のご配慮をいただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

○広報記載例掲載先

島根労働局HPトップ> 最低賃金1,033円/時間 最低賃金の詳細(トップ画面バナー)
> 島根県の最低賃金が改正されました > 最低賃金広報記載例のお知らせ(ダウンロードページ)

○中小企業・小規模事業者への支援策(業務改善助成金、島根働き方改革推進センター) 掲載先

島根労働局HPトップ > 最低賃金1,033円/時間 最低賃金の詳細(トップ画面バナー)
一) > 島根県の最低賃金が改正されました > 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業(リンク先へ)

【担当者】

島根労働局労働基準部賃金室(担当:渡辺・竹下)

〒690-0841 松江市向島町134番10

☎0852-31-1158

e-mail watanabe-junichi.bk8@mhlw.go.jp

takeshita-takashi@mhlw.go.jp